

随意契約に付する理由書

工事名称：大阪府咲洲庁舎エスカレーター設備改修工事（展望）

理由

本工事は、咲洲庁舎に設置されている展望用エスカレーター設備、2基について駆動機、制御盤、安全装置等の改修を行うものです。

本工事は、エスカレーター設備の主要な部分となるトラス、レール、手すり駆動装置、移動手摺など、既設機器を活用しながら改修することから、施工にあたっては、当該エスカレーターの内部構造を熟知している必要があり、また他の製造者では互換性が無く、安全確保が図れないことから、当該エスカレーターの製造者である三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支社以外に施工することが出来ません。

以上の理由から、三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支社から見積書を徴取したところ、見積価格についても適正と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とすることとし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。